

2 体育施設の敷地出入口から体育施設までの経路

体育施設には、スポーツをする人、観戦する人など様々な方が訪れます。このため、少なくとも敷地出入口から運動施設に至る経路のうち最も利用される経路を、誰もが安全かつ円滑に利用できる経路にすることが望まれます。

誰もが安全かつ円滑に利用できる経路の考え方

- ◇ 施設敷地の出入口および駐車場から主要な運動施設を結ぶ経路のうち、最も一般的に利用される経路を安全かつ円滑に利用できる経路とします。
- ◇ 運動施設を複数設ける場合は、各々の運動施設までの経路について、安全かつ円滑に利用できる経路を確保します。
- ◇ 安全かつ円滑に利用できる経路は、主要な運動施設へのアクセスに対して迂回路とならない設定とすることが望まれます。
- ◇ 歩行者用の出入口と駐車場がある場合は、それぞれ1つ以上の経路を安全かつ円滑に利用できる経路とすることが望まれます。
- ◇ 最も利用される経路以外の通路および広場についても、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り安全かつ円滑に利用できるように配慮します。

(1) 体育施設の敷地出入口の基準

チェックポイント

- ① 通行の支障となる段差がないか
- ② 車いす使用者が通過しやすい幅となっているか
- ③ 車路と接する部分に注意喚起用の点状ブロックが敷設されているか
- ④ 誘導用の線状ブロックが敷設されているか
- ⑤ 施設全体の案内板が設置されているか
- ⑥ 手で触って情報がわかる、触知式の案内板が設置されているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

出入口のうち1以上は、次に定める構造であること。

- (一) 幅員は、120センチメートル以上であること。
- (二) 表面は、滑りにくい仕上げであること。
- (三) 通行する際に支障となる段差が設けられていないこと。

【整備のポイント】

- ・ 車いす使用者が通過しやすいよう、十分な幅を確保しましょう。
- ・ 道路に近い危険な場所であるため、段差をなくし平らな面を確保しましょう。

【整備の手引き】

敷地出入口の幅

- ◎ 敷地の出入口の幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう **120cm 以上**確保します。
- 車止めのポール等を設ける場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、車止めの間隔は90cm 以上を確保することが望まれます。

敷地内出入口の地面

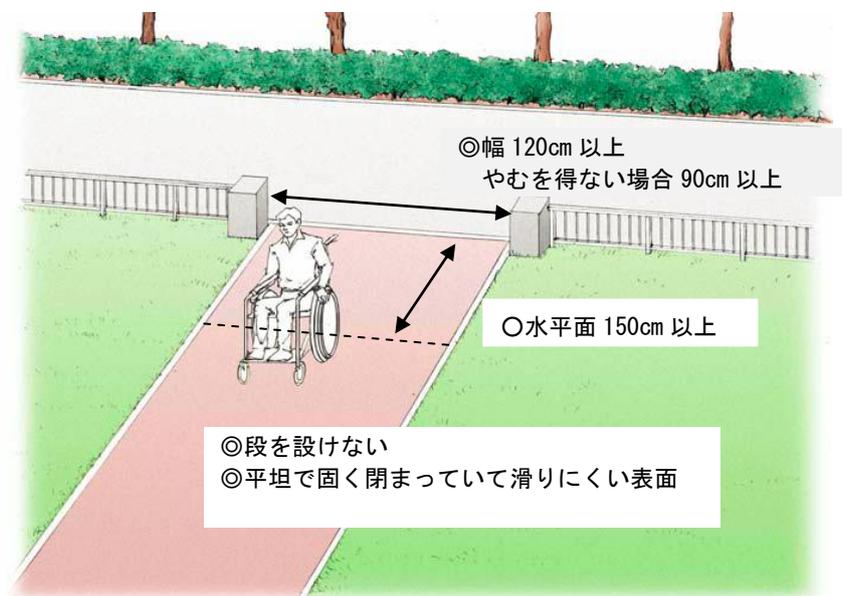
- ◎ 地面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 出入口には、車いす使用者が安全で円滑に出入りができるよう、150cm 以上の平らな面を確保することが望まれます。
- 車止めのポール等を設ける場合は、その前後 150cm 以上は平らな面を確保することが望まれます。
- ◎ 出入口を横断する排水溝の蓋は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵などが挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とします。
- 出入口が車道に面する場合には、危険であることがわかりづらい高齢者、障

害者等の注意喚起のため、「止まれ」のサインを表示するなど、出入口で止まることがわかりやすいような表示をすることが望まれます。

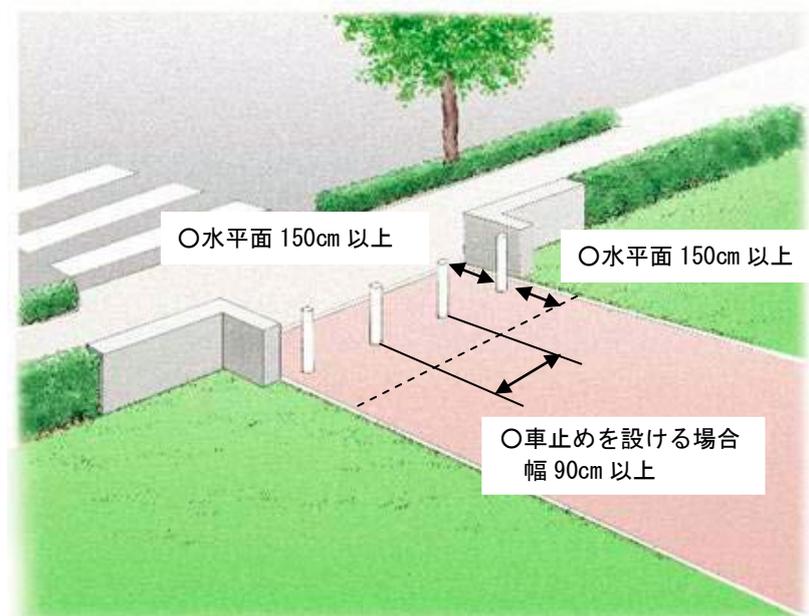
段差の禁止

- ◎敷地内出入口は、**通行の支障となる段差は設けない**ようにします。
- やむを得ず段差が生じてしまう場合は、段差解消のためのスロープを設けるなどして、車いす使用者等の通行の支障とならないよう配慮することが望まれます。

車止めを設けない場合



車止めのポール等を設ける場合



案内表示の設置

- 敷地出入口に施設全体がわかる案内板を設置することが望まれます。
- 案内板には、主要な運動施設や便所位置等をわかりやすく表示し、見やすい位置に掲示をすることが望まれます。案内表示の詳細は、62 ページ「案内表示」を参照してください。
- 視覚障害者でも情報が得られるよう、点字表示のある案内板を設置することが望まれます。また、人が通過すると音がなる誘導鈴を設置することも有効です。

視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- ◎視覚障害者の移動に配慮して、視覚障害者誘導用ブロック等を設置します。
- ◎道路と接する部分には、注意喚起用の点状ブロックを設置します。
- 詳細は 65 ページ「視覚障害者誘導用設備等（点字ブロック等）」を参照してください。

(2)敷地内通路の基準

チェックポイント

- ① 車いす使用者が通過しやすい幅、勾配となっているか
- ② 通行の支障となる段差がないか
- ③ 主な運動施設を結ぶ経路に誘導用ブロック等が最短距離で敷設されているか
- ④ 目的の運動施設まで誘導する案内が連続して表示されているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

敷地内の通路は、次に掲げる基準に適合するものであること

- (一) 表面は、滑りにくい仕上げであること。
- (二) 段を設ける場合にあっては「階段」の項（一）から（五）までに定める階段の構造の準じたものであること。
- (三) 建物の出入口から道または車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路のうちそれぞれ一以上は、次に定める構造であること。
 - (1) 幅員は、120センチメートル以上であること。
 - (2) 高低差がある場合にあっては、（五）に定める構造の傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機が設けられていること。
 - (3) 敷地内の通路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造のふたが設けられていること。
- (四) 直接地上に通じる各出入口から道に至る敷地内の通路（駐車施設に係るものを除く。）のうちそれぞれ一以上は、次に定める構造であること。
 - (1) 誘導用床材が敷設され、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置が設けられていること。
 - (2) 車路に接する部分および車路を横断する部分ならびに（五）に定める構造の

傾斜路の傾斜している部分および段の部分の上端付近には、注意喚起用床材が敷設されていること。

(五) 敷地内の通路に設けられる傾斜路は次に掲げる構造であること。

- (1) 幅は、120センチメートル以上（段を併設する場合にあっては90センチメートル以上）であること。
- (2) 勾配は12分の1（高低差が16センチメートル以下である場合にあっては、8分の1）を超えていないこと。
- (3) 高低差が75センチメートルを超える場合にあっては、75センチメートル以内の高低差ごとに踏幅が150センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。
- (4) 傾斜している部分には、手すりが設けられていること。
- (5) 傾斜している部分には、色等により傾斜していることが識別しやすいものであること。

【整備のポイント】

- ・敷地内の通路は、高齢者、障害者等が安心して移動できるよう、十分な幅を確保し、段差を設けないようにします。
- ・敷地内の通路の勾配は、高齢者や車いす使用者等に配慮して可能な限り緩やかにします。
- ・安全のため、通路やスロープの路面は、平坦で滑りにくいものとします。

【整備の手引き】

通路の幅

- ◎通路の幅は、車いすと人（横向き）がすれ違いできるよう、**120cm以上**とします。
- 車いす使用者同士が行き違いやすいよう、可能であれば180cm以上とします。
- 180cm以上確保できない場合であっても、通路の末端の付近および当該通路の50m以内ごとに、車いすが方向転換できる場所を確保するようにしましょう。車いす使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車いすが方向転換できる場所が見える見通しを確保することが望まれます。
- 車いす使用者が回転およびすれ違いができる寸法として、180cm×180cm以上の広さを確保することが望まれます。

段差の禁止

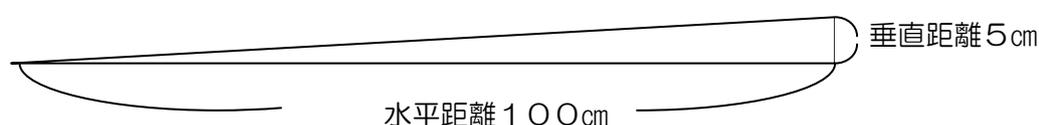
- ◎車いす使用者等の通行の支障となる**段差は設けない**ようにします。
- やむを得ず段差が生じる場合は、車いす使用者等の通行の支障にならないようスロープを設置し、段差が生じないようにすることが望まれます。

勾配

- ◎ 高齢者および車いす使用者等の通行に支障がないよう、**縦断勾配（進行方向の傾斜）は、5%以下**とします。
- 地形の状況等により 5%以下とすることが困難な場合があることから、特別な理由がある短い区間に限り、8%以下とすることが出来ます。
- 横断勾配（通路の横の傾き）は、車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とし、排水の状況等、特別な理由がある場合のみ2%以下とすることが望まれます。

$$\text{勾配 (\%)} = \frac{\text{垂直距離}}{\text{水平距離}} \times 100$$

5%の勾配の例



路面の仕上げ

- ◎ 通路の路面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮します。
- 進行方向をわかりやすくするため、照明を進行方向に合わせて設置することが有効です。
- ◎ 通路を横断する排水溝の蓋は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面にするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とします。

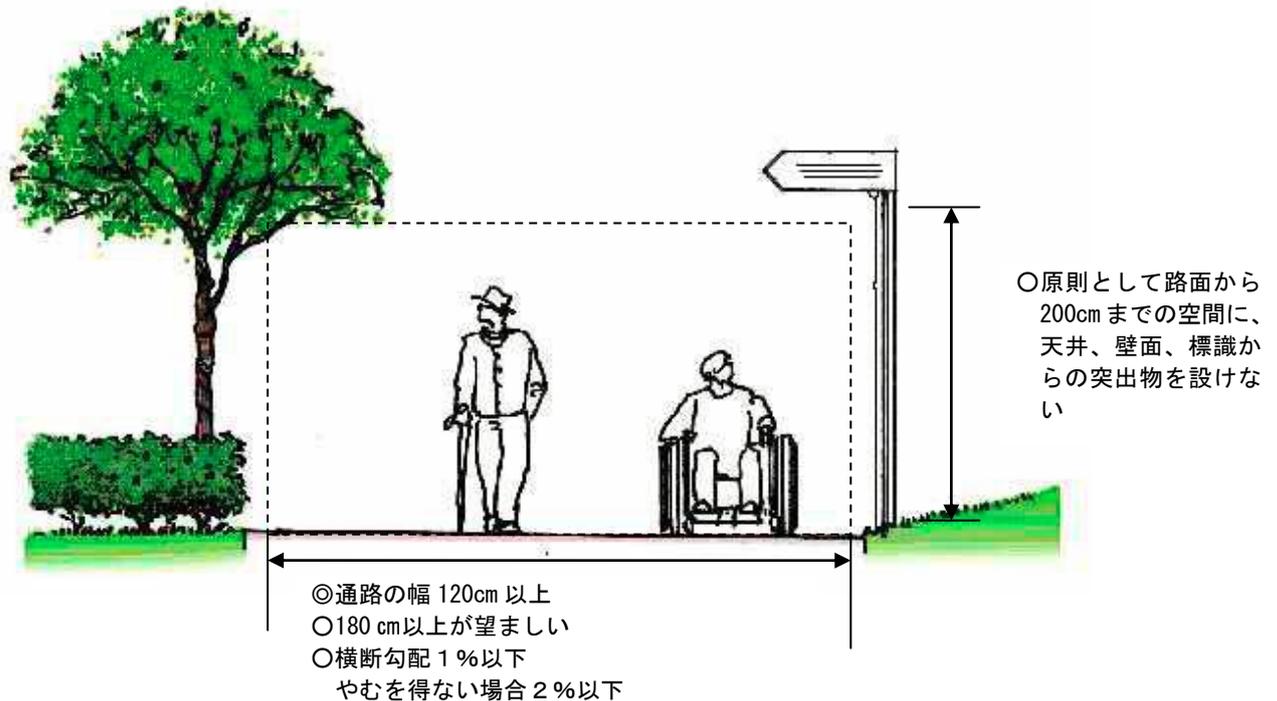
視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- ◎ 視覚障害者が移動しやすいよう、**誘導用の線状ブロック**を敷設します。または、音声により視覚障害者を誘導する装置を設けるようにします。
- ◎ 視覚障害者が安全に移動できるよう、車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜している部分および段の部分の上端付近には、**注意喚起用の点状ブロック**を敷設します。
- その他、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設については、65 ページ「視覚障害者誘導用設備等（点字ブロック等）」を参照してください。

空中突出物設置の配慮

- 路面から高さ 200 cm までの空間に**天井、壁面、標識からの突出物を設けない**

ようにすることが望めます。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が衝突してしまうことがないように、高さ 110cm 以上のさくを設置するなど、侵入を防ぐ工夫をしましょう。



(3) 敷地内通路に段を設ける場合の基準

【整備の手引き】

手すりの設置

- ◎ 階段には手すりを設置します、
- 手すりは階段の両側に連続して設置をすることが望まれます。
- 1段手すりとする場合は、地面から手すり中心までの高さを75cm～85cm程度とします。
- 2段手すりとする場合は、地面から手すり中心までの高さを、上段で85cm程度、下段で65cm程度とします。
- 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とします。
- 手すりの端部には、行き先情報を点字で表示し、点字の内容を文字で併記します。点字は、はがれにくいものとします。

回り段の禁止

- ◎ 踏面の幅が一定でない**回り段やらせん階段は設置しない**ようにします。

床の仕上げ

- ◎ 階段の踏面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮します。

段の角（段鼻）

- ◎ 段の角部分は、**突き出しがないこと等、つまづかないような構造**とします。
- ◎ 段の角に設ける段鼻は、注意喚起のため、**踏面の色と異なる識別しやすい色**とします。

段の両端

- ◎ 階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう**立ち上がり部（小さな高さの段）**を設けます。ただし、側面が壁である場合は、足を踏み外すことはないのです、この限りではありません。
- ◎ 階段の登り口、降り口、踊り場には、**注意喚起のため点状ブロックを設置**します。
- 階段の幅は、歩行者同士が行き違いできるよう、120cm以上とすることが望まれます。
- 階段の登り口、降り口、踊り場には、長さ120cm以上の平らな面を設けることが望まれます。

(4) 敷地内にスロープを設置する場合の基準

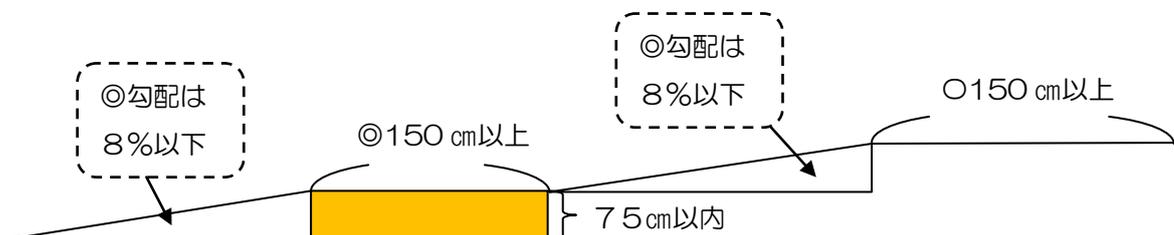
【整備の手引き】

スロープの幅

- ◎スロープの幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう 120cm 以上とします。
- 車いす使用者同士のすれ違いを考慮すると、幅 180cm 以上とすることが望まれます。
- スロープと階段を併設する場合は、スロープの幅を 90cm 以上とすることができますが、120cm 以上確保することが望まれます。

スロープの勾配

- ◎車いす使用者等が通行できるよう、**縦断勾配（スロープの進行方向の傾斜）は、8%以下**とします。
- ◎横断勾配（スロープの横幅の傾き）は設けないようにします。
- ◎スロープには、**高さ 75cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の平らな部分**を設けます。
- スロープの登り口、降り口は、安全性に配慮し、150cm 程度の平らな部分を設けることが望まれます。



スロープの路面の仕上げ

- ◎スロープの路面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮します。

手すりの設置

- ◎スロープには手すりを設置します。
- 手すりはスロープの両側に連続して設置します。
- 1段手すりとする場合、地面から手すり中心までの高さを 75cm～85cm 程度とします。
- 2段手すりとする場合、地面から手すり中心までの高さを上段で 85cm 程度、下段で 65cm 程度とする。

- 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とします。

スロープの両端

- ◎スロープの両端は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう**立ち上がり部（小さな高さの段）**を設けます。ただし、側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないのです、この限りではありません。